

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）の給付基礎日額は、監督署長が算定した給付基礎日額を上回ることが明らかであるとして、原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、平成〇年〇月〇日から〇会社の技術職として勤務していたが、平成〇年〇月〇日死亡（自殺）した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償一時金及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の自殺は業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を8,830円として、これらを支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

審査請求代理人は、審査請求の理由について、要旨、次のとおり述べている。

給付基礎日額の計算に際しては、現実に既に支払済みとなった賃金のみならず、賃金債権として確立しているものを含めて計算すべきである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

給与計算において、時間外労働に係る端数処理が日々行われていたが、月単位として計算している。

残業直前の休憩時間には実態として17時30分から約5分～15分程度の夕礼が行われていることが認められるため、夕礼時間を1回あたり15分間と推定し、これを残業手当の支給対象時間とした。

タイムカード打刻後から所定始業時間までは労働の実態が明らかではないことから、残業手当の支給対象時間には含めない。

なお、始業5分前より全員でラジオ体操を実施しているが、体操を行わなかった場合に賃金カット等何らかのペナルティーが課せられるものではないことから、この時間について残業手当の支給対象時間には含めない。

住宅手当及び通勤手当については、労働と直接関係のない賃金であるため、割増賃金の基礎となる賃金としない。

以上のことから、算入すべき未払いとなっていた賃金等を算入し、給付基礎日額8,830円として遺族補償一時金及び葬祭料の額を決定したものである。

4 審査官の判断

割増賃金の算定については、労働基準法第37条第4項、労働基準法施行規則第21条において、通勤手当、住宅手当は算入しないことができるとされているが、住宅手当については、本条の規定に当たらなければ、除外できないことになるので検討すると、当該住宅手当は、「(ア)住宅の形態ごと(実家、下宿、寮等)に一律に定額支給されている。(イ)住宅以外の要素(独身者、妻帯者世帯主、既婚者非世帯主)に応じて一律に定額支給されている。(ウ)全員に賃金規程により一律に形態別に定額支給されている。」ことから、住宅に要する費用に定率を乗じた額の支給、住宅に要する費用を段階的に区分し、費用が増えるにしたがって額を多くして支給するものではないので、本条の住宅手当に当たらないものと判断する。

なお、当該通勤手当は、割増賃金の算定には含まれないものである。

早出時間の取り扱いについては、一般的に事業主の特命による労働以外は、労働者の任意による出勤とされ、特段の事情がない場合は、賃金の支給がされないのが通例である。被災者の場合を見ると、労働実態は明らかとは言えず、当該時間を考慮した実際の労働時間を算定することは困難であり、事業主の特命等、特段の事情があったとは認められないことから、平均賃金の算定事由発生日において、賃金債権として確立しているものと判断できない。

請求人が言うところの残業時における休憩時間の労働については、一般的に事業主の指示を受けて行うものであり、事業主の指示がなく、労働者の任意により労働した場合には事業主に賃金の支払い義務は生じないものの、仕事の量からして休憩時間に連続して労働しなければならない実態を事業主が暗に認めていた場合には賃金を支払うべきであるが、被災者の場合を見ると、事業主が就業を禁じ

た休憩時間を確保せずに労働していたことはあったかもしれないが、これについてあったとの証言はなく、すべての残業時間に連続する休憩時間での労働実態を明らかにすることは困難であり、不確定な実態を認めることはできない。

平成〇年〇月〇日の出張については、出張先へ自宅から新幹線等により直行し、セミナー受講後は、往路同様に公共交通機関を利用して帰宅している。その移動時間については、自由利用が保障されていることから、監督署長が所定労働時間である8時20分から17時30分までを労働時間と判断したことは妥当といえる。

以上のとおりであるから、本件の平均賃金の算定において、監督署長が推計した労働時間に基づき時間外手当を算定したことには妥当性が認められるが、割増賃金の算定に当たっては住宅手当を含めて算入すべきであると判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してなした遺族補償一時金及び葬祭料の額を変更した給付基礎日額によって算定し、これを支給することとした処分は妥当でなく、取り消されるべきである。